

**(特定株式等の特定の評価会社の株式等の判定)**

- 5 特定株式等が評価通達 189((特定の評価会社の株式))の(1)から(6)のいずれに該当するかは、課税時期における当該特定株式等に係る評価対象法人の現況により判定することに留意する。

**《説明》**

本項は、特定株式等が評価通達 189((特定の評価会社の株式))の(1)から(6)のいずれに該当するかどうかの判定については、課税時期における当該特定株式等に係る評価対象法人の現況によるることを留意的に明らかにしている。

**(参考) 特定の評価会社の株式等に該当するかどうかの具体的な判定方法**

特定株式等が評価通達 189 の(1)から(6)に定める特定の評価会社の株式等のいずれに該当するかの具体的な判定方法は次のとおりである。

(1) 「比準要素数 1 の会社」及び「開業後 3 年未満の会社等の株式」の判定方法

特定株式等が評価通達 189(1)に定める「比準要素数 1 の会社」や同項(4)に定める「開業後 3 年未満の会社等の株式」に該当するかどうかは、本通達 4 の(1)の定めによる特定株式等の特定非常災害による影響を加味した比準要素で判定するのではなく、評価通達 183(1)、(2)及び(3)の定めによる課税時期の直前期又は直前々期を基準とした「1 株当たりの配当金額」、「1 株当たりの利益金額」及び「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」のそれぞれの金額により判定する。

(2) 「株式保有特定会社の株式」の判定方法

評価通達 189(2)に定める「株式保有特定会社の株式」に該当するかどうかは、課税時期において評価対象法人が保有していた資産を評価通達に定めるところにより評価した価額に占める、同様に評価通達の定めるところにより評価した「株式等の価額の合計額」（「株式保有割合」）の割合が、課税時期における会社規模ごとに定められたそれぞれの割合に該当するかどうかにより判定する。

(3) 「土地保有特定会社の株式」の判定方法

評価通達 189(3)に定める「土地保有特定会社の株式」に該当するかどうかは、課税時期において評価対象法人が保有していた資産を評価通達に定めるところにより評価した価額に占める、同様に評価通達の定めるところにより評価した「土地等の価額の合計額」の割合（「土地保有割合」）が、課税時期における会社規模ごとに定められたそれぞれの割合に該当するかどうかにより判定する。

(4) 「開業前又は休業中の会社の株式」及び「清算中の会社の株式」の判定方法

評価通達 189(5)に定める「開業前又は休業中の会社の株式」及び同項(6)に定める「清算中の会社の株式」に該当するかどうかは、課税時期における評価対象法人の現況により判定する。